

平成 30 年 1 月 31 日

社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内 容 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間 10 日以上とする。

(対策)

- ・勤務日の割振りにあたって職員の要望を事前に聴取し、出来るだけ勤務に反映させる。
- ・人的に余裕のある勤務日がある場合は、職員に対し年次有給休暇の取得を促すパンフレットを作成し、職員に周知する。